



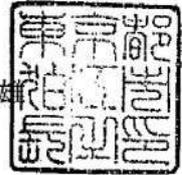
令和3年4月6日  
庁議資料

東京都市計画道路事業の事業計画の変更について  
狛江市公告第**112**号

東京都市計画道路事業の事業計画の変更について、都市計画法（昭和35年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による図書の送付があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年**4**月**2**日

狛江市長 松原 俊雄



- 1 縦覧場所  
狛江市都市建設部まちづくり推進課（5階）
- 2 縦覧期間  
事業施行期間の終了まで

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○保護司の選考に関する規則の一部を改正する省令（法務一七）

### 〔規 則〕

○消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則を廃止する規則（公正取引委一）

### 〔訓 令〕

○社会復帰調整官証券規程等の一部を改正する訓令（法務三）

### 〔告 示〕

○日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認する件（総務一二五）

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件（文部科学五七）

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乗する率を定める件（同五八）

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示の一部を改正する告示（同五九）

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第十一条の規定に基づき優先評価化学物質の指定を取り消した件（厚生労働・経済産業・環境一）

○きのこ（ぶなしめじ）中のオルニチンの定量—高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格を制定する件（農林水産四四五）

○農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準の一部を改正する件（同四四六）

○地すべり防止工事の着手の件（同四四七）

○小規模企業共済法第九条第三項第二号口及びハの令和三年度に係る支給率を定める件（経済産業五八）

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律第九十一条の規定に基づき、登録調査機関の業務の廃止の届出があった件（同五九）

○特定登録調査機関の先行技術調査業務を休止する件（特許庁一）

○一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件（国土交通二六三）

○高速自動車国道に関する件（同二六四、二六六）

○直轄砂防設備工事を終了した件（同二六七）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同二六八）

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同二六九）

○丸山ダムが特定多目的ダム法に規定する多目的ダムとなった件（同二七〇）

○都市計画に関する件（同二七一、二七二）

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が決定された件（防衛八八）

### 〔皇室事項〕

### 〔官庁報告〕

#### 官庁事項

令和三年度塩需給見通しの公表について（財務省）

登録検査機関の登録事項の変更に關する公示（国土交通省）

高圧ガス容器の型式承認に関する公示（中部近畿産業保安監督部）

#### 国家試験

令和三年浄化槽設備士試験の施行について（国土交通省）

国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）

### 〔公 告〕

#### 諸事項

官庁  
建設業の許可の取消処分関係

裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係

特殊法人等  
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係

会社その他

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

内閣

標柱五十号から二八〇度三八分三秒	五十一号
一四・五四メートルの地点	
標柱五十一号から二五〇度二八分五秒	五十二号
二〇・〇一メートルの地点	
標柱五十二号から二五〇度二七分五七秒	五十三号
一九・九五メートルの地点	
標柱五十三号から二六六度四七分三六秒	五十四号
一五・二七メートルの地点	
標柱五十四号から一九九度五一分二七秒	五十五号
一六・三二メートルの地点	
標柱五十五号から一八六度〇分四一秒	五十六号
一一・二九メートルの地点	
標柱五十六号から一八度五五分四四秒	五十七号
一三・一三メートルの地点	
標柱五十七号から二〇度一分三四秒	五十八号
二〇・〇五メートルの地点	
標柱五十八号から二一六度四一分五七秒	五十九号
二一・一三メートルの地点	
標柱五十九号から二〇度一分七三分三九秒	六十号
九・三六メートルの地点	
標柱六十号から二五二度一分一〇秒	六十一号
一四・六三メートルの地点	
標柱六十一号から二五七度一分三九秒	六十二号
二〇・七五メートルの地点	
標柱六十二号から二七度二五分九秒	六十三号
二〇・〇一メートルの地点	
標柱六十三号から二四三度五分四一秒	六十四号
一一・〇〇九メートルの地点	
標柱六十四号から二四三度五分四一秒	六十五号
四・〇〇一メートルの地点	
標柱六十五号から二四四度四分五三分三秒	六十六号
一八・六六メートルの地点	
標柱六十六号から一九〇度四分三三四秒	六十七号
二〇・六四メートルの地点	
標柱六十七号から二〇三度五分五〇秒	六十八号
一三・三二メートルの地点	
標柱六十八号から一七一度一分三三四秒	六十九号
一六・七四メートルの地点	
標柱六十九号から六九度一分二五秒	七十号
一三・七六メートルの地点	
標柱七十号から一六度一分二六秒	七十一号
二〇・〇九メートルの地点	
標柱七十一号から三三四度四分八秒	七十二号
一八・四九メートルの地点	
標柱七十二号から六一度一分三三七秒	七十三号
一〇・九二メートルの地点	
標柱七十三号から一〇二度三二分一五秒	七十四号
一三・〇三メートルの地点	

標柱七十四号から一三一度三三分一五秒	七十五号
一〇・二〇メートルの地点	
標柱七十五号から一六三度五〇分四〇秒	七十六号
一一・〇五メートルの地点	
標柱七十六号から一九六度一分五〇秒	七十七号
一一・五九メートルの地点	
標柱七十七号から一六八度四分一一秒	七十八号
一四・一六メートルの地点	
標柱七十八号から二二一度二七分六秒	七十九号
三・七九メートルの地点	
標柱七十九号から二九六度九分一五秒	八十号
一四・〇二メートルの地点	
標柱八十号から二六二度一分五八秒	八十一号
八・三三メートルの地点	
標柱八十一号から二四度五七分一六秒	八十二号
一三・一五メートルの地点	
標柱八十二号から二二一度五二分一三秒	八十三号
八・五八メートルの地点	
標柱八十三号から二五九度六分五八秒	八十四号
五・六一メートルの地点	
標柱八十四号から二六八度二四分一一秒	八十五号
九・二九メートルの地点	
標柱八十五号から二七三度四分九分一三秒	八十六号
一四・九八メートルの地点	
標柱八十六号から二九九度四分一八秒	八十七号
一六・〇九メートルの地点	
標柱八十七号から三三五度三分二秒	八十八号
二四・〇三メートルの地点	
標柱八十八号から一三度一分四〇秒	八十九号
二四・六六メートルの地点	
標柱八十九号から二六度五九分一七秒	九十号
二〇・六四メートルの地点	
標柱九十号から三四度四分五五秒	九十一号
一四・四六メートルの地点	
標柱九十一号から三五三度二分六秒	九十二号
四・八四メートルの地点	

○国土交通省告示第二百七十一号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の承認後の取用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。  
 令和三年三月三十一日  
 国土交通大臣 赤羽 一嘉

一 施行者の名称 国土交通大臣  
 二 都市計画事業の種類及び名称 金沢都市計画道路事業3・3・9号武蔵橋場線  
 三 事業施行期間 自平成二十九年三月六日至今令和六年三月三十一日  
 四 事業地  
 取用の部分 変更なし  
 使用の部分 なし  
 五 取用の手続が保留される事業地  
 石川県金沢市尾張町二丁目地内

○国土交通省告示第二百七十二号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、東京都知事による認可とともに、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 令和三年三月三十一日  
 国土交通大臣 赤羽 一嘉

一 施行者の名称 国土交通大臣、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社  
 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画道路事業 都市高速道路外郭環状線  
 三 事業施行期間 自平成二十六年三月二十八日至今令和十三年三月三十一日  
 四 事業地  
 取用の部分 変更なし  
 使用の部分 変更なし

○防衛省告示第八十八号  
 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が令和三年三月二十九日次のとおり決定された。  
 令和三年三月三十一日  
 防衛大臣 岸 信夫

共同使用	陸上施設	施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
三〇七九	キャンプ座間		相模原市	相模原市	国有	土地…約二〇〇平方メートル 陸上自衛隊が電柱用地及び電柱支線用地として共同使用する。	要
六〇一一	キャンプ・ハンセン		沖縄県国頭郡金武町	沖縄県国頭郡金武町	国有 公有 私有	土地…約五、二〇〇平方メートル 土地…約二、〇〇〇平方メートル 土地…約一、九〇〇平方メートル 沖縄県が河川改修工事用地として共同使用する。	要
四〇九二	岩国飛行場		岩国市	岩国市	国有	工作物…下水等 雨水排水施設として追加提供する。	要

令和三年三月三十一日  
 国土交通大臣 赤羽 一嘉